

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、別表第1に定めるものをいう。

(補助目的)

第3条 県は、女性をはじめとする多様な人材が適材適所で活躍するための環境整備を促進し、もって、県経済の持続的な発展につなげることを目的として、県内の中小企業者等が行う人材確保・定着のための事業に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する。

(補助事業者及び補助金の額等)

第4条 補助金の補助事業者については、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
 - (2) 高知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
 - (3) 就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出を行っている、又は作成予定であること。
 - (4) 常時雇用する従業員を1名以上有していること。
 - (5) 県税及び県に対する税外未収金を滞納していないこと。
 - (6) 過去3年以内に、労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。
 - (7) 過去5年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けていないこと。
 - (8) 労働関係法令を遵守していること。
 - (9) 補助金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国、県又は市町村が実施するもの（国、県又は市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給していないこと。
 - (10) パートナースhip構築宣言を登録していること。
- 2 補助対象となる事業は、別記第2号様式による人材確保・定着に係る取組計画に記載された数値目標の達成に向けた取組であることとし、補助対象経費、補助率、補助金の額及び事業実施期間は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 補助金の申請は、各事業につき原則1回限りとする。
- 4 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行う。ただし、当該申請をした者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を行ったときは、別記第 3 号様式による交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に関する消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の着手）

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知に基づき補助事業に着手しなければならない。

（補助金の変更の申請）

第 8 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第 4 号様式による変更申請書を知事に提出しなければならない。

- （1）別表第 2 に掲げるハード事業の各取組において、補助金額の増額が見込まれるとき。
- （2）別表第 2 に掲げるハード事業の各取組において、補助金額の 20 パーセントを超える減額をしようとするとき。
- （3）補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことのない軽微な変更を除く。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、別記第 5 号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は、前項の変更の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第 6 号様式による補助事業（中止・廃止）申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 11 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業者が別表第 3 のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、募集要領その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (6) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。
- (7) 正当な理由がなく次条若しくは第 13 条の規定による報告をせず、又は第 15 条若しくは第 18 条第 2 項の規定に基づく調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。
- (8) 補助事業が令和 8 年 2 月 27 日までに完了しないとき。ただし、天災事変等のやむを得ない事情などにより知事が認める場合を除く。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、知事が不適当であると認めたとき。

2 前項の規定による取消し又は返還を命ずる場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合又は知事から要求があった場合は、別記第 7 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は令和 8 年 2 月 27 日のいずれか早い日までに別記第 8 号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の完了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の規定により完了実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を別記第9号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第14条 知事は、前条第1項の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式による額の確定通知書により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条第2項の規定により通知した補助金の交付決定額（第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の変更をした場合は、当該変更後の額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助事業の調査等)

第15条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な検査を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく検査の実施に当たっては、当該補助事業者は、この検査に応じなければならない。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次条において「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格が税抜単価50万円以上のものについては、別記第11号様式による取得財産等管理台帳により財産名、財産を取得した者、規格、数量、単価、金額、取得年月日、保管場所、県補助率、耐用年数等を記載し、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿った運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第12号様式による取得財産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者へ利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(事業成果の報告)

第 18 条 補助事業者は、事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間、当該年度の 3 月末における別記第 2 号様式による人材確保・定着に係る取組計画に記載された数値目標に係る状況を知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（補助事業に関する書類の保管）

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第 20 条 補助事業者は、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報開示）

第 21 条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

【中小企業者等】

1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する者

業種分類	定義
(1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (2) ～ (4) までに掲げる業種を除く	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
(2) 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
(3) サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
(4) 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

2 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合

3 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定する漁業協同組合

4 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合

5 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療法人のうち、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人

6 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉法人のうち、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人

7 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に規定する学校法人のうち、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人

別表第 2（第 4 条関係）

	1 ハード事業（施設・設備等整備）			2 ソフト事業（就業規則等関連規定の見直し又は作成、環境整備に係る助言等）	
	（１）女性活躍の推進に関する取組	（２）外国人材の活躍に向けた取組	（３）その他多様な働き方の導入に向けた取組	（１）就業規則等関連規定の見直し又は作成	（２）高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等
補助対象経費	・施設、設備等工事請負費 ・設備、機器導入費（毎年必要となるリース料及びサービス利用料を除く） ・物品購入費（購入価格 5 万円以上のものに限る） ・その他整備に必要な物品購入費（消耗品を除く）及び取付費として知事が必要があると認める経費			・就業規則等関連規定の見直し又は作成に要する費用（社会保険労務士等への謝金）	・高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等に係る謝金及び旅費 ・その他知事が必要があると認める経費（人件費を除く）
補助率	ア 下記のいずれかに該当する者：4 分の 3 以内 ・高知県ワークライフバランス推進企業認証制度において、男性育休推進部門を含む 4 部門以上の認証取得している者 ・こうち外国人材優良サポート事業者認証制度において、3 つ星を取得している者 ・補助事業期間内に 2 名以上の正規雇用転換（注 1）を実施する者（補助事業完了日において正規雇用者が 2 名以上増加していること）				定額
	イ 下記のいずれかに該当する者：3 分の 2 以内 ・高知県ワークライフバランス推進企業認証制度において、3 部門以上の認証取得している者 ・こうち外国人材優良サポート事業者認証制度において、2 つ星を取得している者 ・補助事業期間内に 1 名以上の正規雇用転換（注 1）を実施する者（補助事業完了日において正規雇用者が 1 名以上増加していること）				
	ウ 上記以外の者：2 分の 1 以内				
補助金の額	（１）～（３）合わせて 600 万円以内（ただし、補助金の額が 10 万円に満たない場合は補助対象外とする）			10 万円（上限）	5 万円（上限）
事業実施期間	交付決定の日から令和 8 年 2 月 27 日まで				

(注1) 正規雇用転換とは、間接補助事業者において次のいずれかの措置を講ずることをいう

- ア 交付申請時点で補助事業者が雇用している非正規雇用労働者（※1）を、補助事業完了日までに正規雇用労働者（※2）に転換すること
- イ 交付申請時点で補助事業者が派遣労働者として受け入れている非正規雇用労働者を、補助事業完了日までに正規雇用労働者に転換すること

※1 非正規雇用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう

- ・ 期間を定めて雇用されている労働者
- ・ 期間を定めないで雇用されている労働者であって、正規雇用労働者以外の労働者
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

※2 正規雇用労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいう

- ・ 期間を定めないで雇用されている労働者
- ・ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

別表第3（第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

事業者名

代表者名（職・氏名）

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

提出書類

- ☐ 誓約書兼同意書（第1号様式別紙）
- ☐ 人材確保・定着に係る取組計画（第2号様式）
- ☐ 事業（変更）計画書（第2号様式の2）
- ☐ 事業（変更）収支予算書（第2号様式の3）
- ☐ 見積書の写し（契約額が30万円以上となる場合は、相見積りが必要）

【ハード事業のうち工事を実施する場合】

- ☐ 工事図面（見積り業者が作成又は確認した寸法入りのもの）
- ☐ 工事前（現在）の図面、写真

【ハード事業のうちフリーアドレス及び子連れ出勤の導入を行う場合】

- ☐ 什器の詳細が分かる書類（カタログ等）
- ☐ 什器の配置予定図
- ☐ 現在の什器の配置図、写真
- ☐ 事業者の概要
- ☐ 県税に係る納税証明書（交付申請書を提出する日の前日までに納税期限の到来した全ての県税について滞納がないことが分かる書類で、発行3箇月以内のもの）
- ☐ 労働基準監督署の届出印のある就業規則等関連規定の写し（既に就業規則等を作成している場合のみ）
- ☐ 常時雇用する従業員を1名以上有していることが確認することができる資料（雇用保険適用事業所設置届等の写し等）
- ☐ パートナースhip構築宣言ポータルサイトに登録したパートナーシップ構築宣言の写し

【補助率適用区分に係る証明書】

- ☐ 高知県ワークライフバランス推進企業
 - ・高知県ワークライフバランス推進企業認証書の写し又は高知県ワークライフバランス推進企業認証申請書の写し
- ☐ こうち外国人材優良サポート事業者
 - ・こうち外国人材優良サポート事業者認証書の写し又はこうち外国人材優良サポート事業者認証申請書の写し
- ☐ 正規雇用への転換事業者
 - ・転換候補者の労働条件通知書及び賃金台帳の写し

【賃貸契約を結んで入居する物件に対して工事を実施する場合】

※施設整備は、所有者が実施主体となり実施することを原則とします。

- ☐ 補助対象設備・機器の設置場所についての契約更新等の確約書（第2号様式の4）
- ☐ 設備・機器設置承諾書（第2号様式の5）
- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ その他知事が必要があると認める書類

高知県知事

様

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

誓約書兼同意書

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により交付申請をするに当たり、下記の事項について誓約し、同意します。

誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- 1 令和7年度高知県働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱第4条第1項各号に掲げる補助事業者の要件を全て満たしていること。
- 2 令和7年度高知県働きやすい環境整備支援事業費補助金交付要綱別表第3（暴力団排除関係）のいずれにも該当していないこと。
- 3 当該事業申請日又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き又は会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- 4 補助金の支給事由と同一の事由により支給事由を満たすこととなる各種助成金のうち、国、県又は市町村が実施するもの（国、県又は市長村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）と重複していないこと。
- 5 労働関係法令について、別添アからキまでを全て満たしていること。
- 6 県税について、未納の徴収金がないこと。
- 7 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと。
- 8 県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないこと。また、これについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること。（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）
 - ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
 - ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金
- 9 補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、当該年度の3月末における「人材確保・定着に係る取組計画」に記載された数値目標に係る状況をメール又は郵送により提出すること。

別添（労働関係法令）

- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。
- エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
- オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
- カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。
- キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき交付申請をするに当たり、人材確保・定着に係る取組計画を策定しましたので、下記のとおり報告します。

1	取組内容 (※1)	
2	事業目的 (※2)	
3	数値目標 (※3)	
4	事業実施により見込まれる効果 (※4)	

- ※1 要綱別表2に掲げる各事業の取組について、取組ごとに記載してください。
- ※2 現在の課題（数値等も含む）、取組を行う必要性について記載してください。
- ※3 **5年後の数値目標**（新規雇用数、継続雇用者数、離職率の低下等）を記載してください。
- ※4 事業を実施することにより見込まれる具体的な効果について記載してください。

作成者 氏 名 :
電話番号 :
メールアドレス :

第 2 号様式の 2

事業（変更）計画書

1. 実施主体について

(ふりがな)					
名称					
郵便番号		〒			
所在地					
代表者職			代表者氏名		
労働者数	<男性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	<女性>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	<60歳以上>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	<外国人材>	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
担当者職			担当者氏名		
連絡先	電話番号				
	メールアドレス				
補助金の振込先	金融機関名		支店等名		
	預金種別		口座番号		
	カナ口座名義				

2. 補助事業の内容等について

事業名		
適用率適用区分		
適用補助率		
事業の概要		
事業内容	これまでの取組の経緯	
	補助事業の詳細	
事業実施により期待される効果		
事業着手予定年月日	令和	年 月 日 予定
事業完了予定年月日	令和	年 月 日 予定

第2号様式の3

事業（変更）収支予算書

1. 収入

(単位：円)

区 分	金額	備考
県補助金		
自己資金		
合計（※1）		

2. 支出

(単位：円)

No.	事業内容	金額 (消費税込み)			積算根拠
			うち補助対象 経費	うち補助対象で はない経費 (消費税等)	
1					
2					
3					
4					
5					
合計（※1）					

(補助金額)



補助対象経費の総額 (A)		補助率(D)	
補助対象経費上限額 (B)			
(A) と (B) の低い方の金額 (C)			
補助金申請額 (E)=(C) × (D)			

※1 収入の合計金額欄と支出の合計金額欄が同額となるように記載してください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

補助対象設備・機器の設置場所についての契約更新等の確約書

下記補助事業の補助対象設備・機器の設置について、賃貸借の契約更新をすることにより補助対象設備・機器を法定耐用年数の間、確実に使用することについて確約します。

また、賃貸借の契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、返還に応じます。

- 1 補助事業の名称 令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金
- 2 対象設備・機器の名称
- 3 対象となる建物の所在地
- 4 担当者の連絡先等
氏 名 :
電話番号 :
メールアドレス :

令和 年 月 日

高知県知事 様

(承諾者)

住所

所有者名

印

(代表者の役職・氏名)

電話番号

設備・機器設置承諾書

私は自らが所有する土地若しくは建物に令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金に係る補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、以下の設備・機器を法定耐用年数の間、設置及び使用することを承諾します。

- 1 設置及び使用を承諾する土地・建物について
土地・建物の所在地：
※賃貸借契約書等で確認できる住所を記入すること
- 2 対象設備・機器
- 3 補助金の申請者
事業者名：
申請者の住所：

高知県指令7 高知雇労第 号

様

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金については、下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助事業に係る手続については、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名 (職・氏名)

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 7 高知雇労第 号で交付決定のあった、令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金については、その内容を変更したいので、令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

添付書類

- 1 事業（変更）計画書（第2号様式の2）
2 事業（変更）収支予算書（第2号様式の3）
3 見積書の写し又は積算根拠の分かる書類
4 **【ハード事業のうち工事を実施する場合】**
・工事図面
・工事前（現在）の図面、写真
5 人材確保・定着に係る取組計画（第2号様式）
※数値目標や見込まれる効果が変わる場合のみ
6 その他知事が必要があると認める書類

高知県指令7 高知雇労第 号

様

補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更の申請がありました令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金については、下記の条件により交付決定額を金 円としましたので、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助事業に係る手続については、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名 (職・氏名)

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金補助事業（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 7 高知雇労第 号で交付決定のあった補助事業については、下記の理由により同事業を（中止・廃止）したいので、令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1 中止又は廃止の具体的な理由

添付書類

1 中止・廃止の理由が確認できる書類

第7号様式 (第12条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金事業状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 7 高知雇労第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業の実施状況について、令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

別紙

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金助事業実施状況表（内訳書）

事業者名

（単位：円）

補助事業の 種類・番号	補助対象経費		交付 決定額	実施額	進捗率 (%)	備考
	内容	金額				

<記入上の注意>

- 「補助事業の種類・番号」欄は、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱別表第2に掲げるもののうち、ハード事業、ソフト事業のいずれかと、該当する番号を記入してください。
- 補助事業の番号が複数あるときは、それぞれの行に記入してください。

<添付書類>

- 補助事業の実施状況を明らかにした書類
- 1に掲げる書類のほか、参考となる書類

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金完了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 7 高知雇労第 号で交付決定のあった補助事業を完了しましたので令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

実績額 金 円

添付書類

- ☐ 事業報告書（第8号様式の2）
- ☐ 事業（変更）収支決算書（第8号様式の3）
- ☐ 請求書及び領収書の写し又はその他支払証拠書類
 - ☐ 交付申請時に就業規則等関連規定を作成予定として交付決定を受けたものは、労働基準監督署の届出印のある就業規則等関連規定の写し

【ハード事業を実施した場合】

- ☐ 工事図面及び見積書等の写し（当初計画から変更した場合）
- ☐ 着工後の写真
- ☐ 契約書又は発注書の写し
- ☐ 工事完了届又は納品書の写し
- ☐ フリーアドレスに関する規定の写し

【ソフト事業を実施した場合】

- ☐ 労働基準監督署の届出印のある就業規則等関連規定の写し及び新旧対照表、高知県登録働き方改革コンサルタントによる報告書等の写し
- ☐ 所得税の納付が確認できる書類（納付日が分かるもの）

※補助事業者が、所得税を源泉徴収の上、社会保険労務士に謝金を支払っている場合のみ。

【取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の場合】

- ☐ 取得財産等管理台帳（第11号様式）
- ☐ 取得財産等の耐用年数が分かる根拠書類（固定資産台帳の写し等）

【補助率適用区分に係る証明書】

- ☐ 高知県ワークライフバランス推進企業認証書又はこうち外国人材優良サポート事業者認証書の写し

※交付決定時に高知県ワークライフバランス推進企業又はこうち外国人材優良サポート事業者に認証予定として交付決定を受けた場合のみ。

- ☐ 正規雇用への転換事業者
転換者の労働条件通知書及び賃金台帳の写し

- ☐ その他知事が必要と認める書

事業報告書

1. 実施主体について

(ふりがな)					
名称					
郵便番号		〒			
所在地					
代表者職			代表者氏名		
労働者数	＜男性＞	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	＜女性＞	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	＜60歳以上＞	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
	＜外国人材＞	正規雇用	名	非正規雇用	名 (うち管理職 名)
担当者職			担当者氏名		
連絡先		電話番号			
		メールアドレス			

2. 補助事業の内容等について

事業名		
事業の概要		
事業内容	補助事業の詳細	
	当初計画から変更がある場合、変更の内容	
事業実施による効果		
事業着手年月日		令和 年 月 日
事業完了年月日		令和 年 月 日

事業（変更）収支決算書

1. 収入

(単位：円)

区 分	金額	備考
県補助金	0	
自己資金		
合計（※1）	0	

2. 支出

(単位：円)

No.	事業内容	金額 (消費税込み)			備考
			うち補助対象 経費	うち補助対象で はない経費 (消費税等)	
1					
2					
3					
4					
5					
合計（※1）					

(補助金額)

補助対象経費の総額 (A)		補助率(D)	
補助対象経費上限額 (B)			
(A) と (B) の低い方の金額 (C)			
補助金所要額 (E)=(C) × (D)			
補助金交付決定額 (F)			
補助金実績報告額 ((E) と (F) の低い方)			

※1 収入の合計金額欄と支出の合計金額欄が同額となるように記載してください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業者名
代表者名 (職・氏名)

令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金消費税仕入控除税額等確定報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 7 高知雇労第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金に係る事業について、同補助金交付要綱第13条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	交付要綱第14条の規定による補助金の確定額	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	円
4	補助金返還相当額	円

確定通知書

様

令和 7 年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金については、令和 年 月 日
付けで提出のありました補助事業実績報告書の内容を検査した結果、下記のとおり補
助金額が確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

既交付決定額	円
確 定 額	円
増 減	円

取得財産等管理台帳

補助金名：令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	県補助率	耐用年数 (処分制限期間)	備考
			円	円				年	
			円	円				年	
			円	円				年	
			円	円				年	
			円	円				年	

- （注）
- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上のものとします。
 - 2 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
 - 3 「耐用年数」欄は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められている耐用年数に相当する期間を記入し、取得財産等の耐用年数が分かる根拠書類を添付してください。

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地
事業者名
代表者名（職・氏名）

令和7年度高知県働きやすい環境事業費補助金取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令7高知雇労第 号で交付決定のあった、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金について、取得財産の処分をしたいので、令和7年度高知県働きやすい環境整備事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の名称及び取得した年月日
- 2 取得価格又は増加価格
- 3 処分の内容
- 4 処分の理由

(別紙)

①補助事業者の名称			
②施設名			
③所在地			
④施設（設備）種別			
⑤建物構造			
⑥建物延面積		(うち処分に 係る建物延面 積)	
⑦補助等相当額		(うち処分に 係る部分の 額)	
⑧補助等年月日			
⑨処分制限期間			
⑩経過年数			
⑪処分の内容			
⑫処分予定年月日			
⑬譲渡予定額 ※譲渡のみ			
⑭その他			